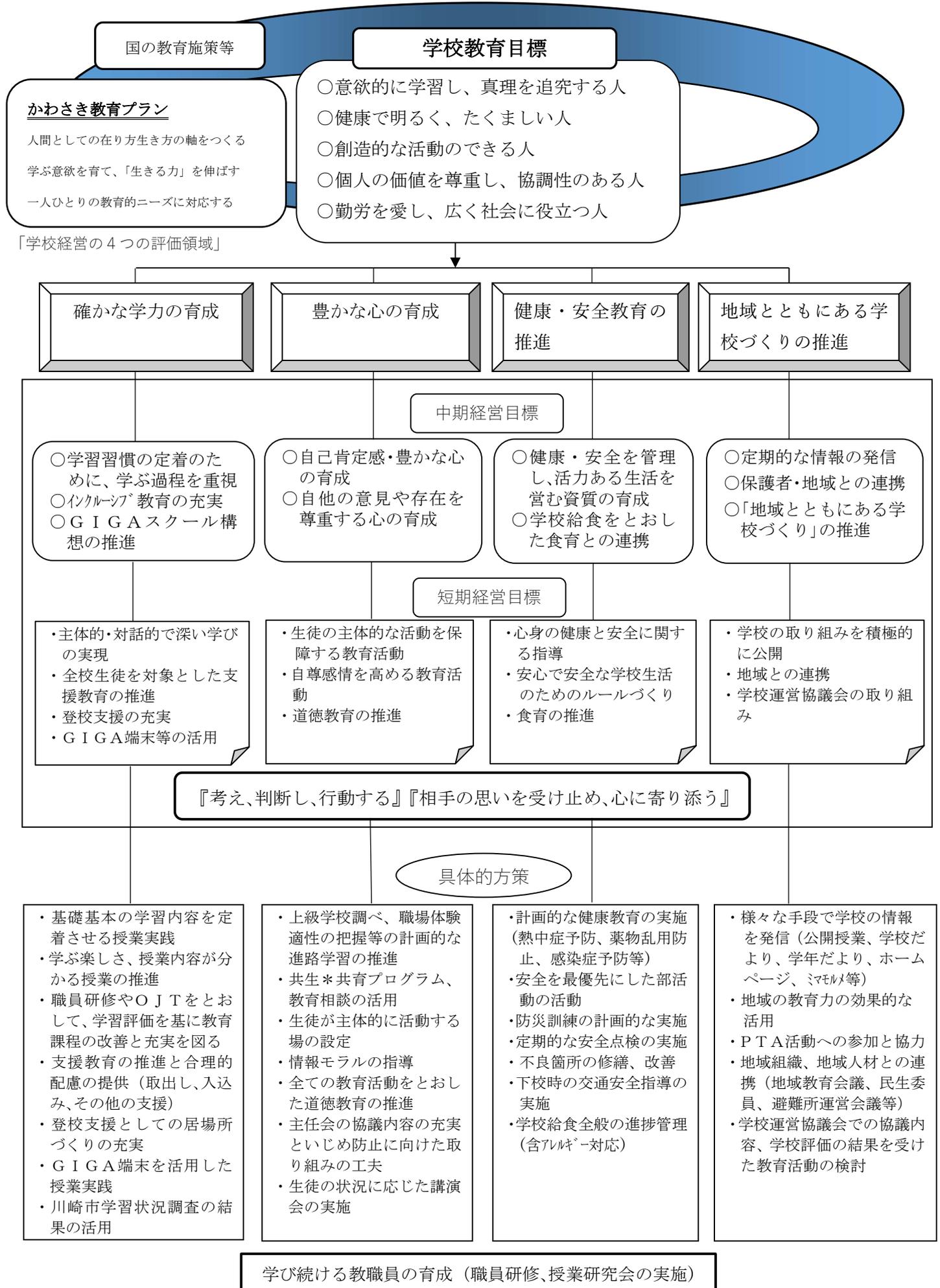


学校いじめ防止基本方針について

川崎市立菅中学校

1. 学校経営計画



2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

3. 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。またあらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員として人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にする事で、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制の整備

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートの実施

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した際には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有します。

(4) いじめへの対処

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当者、支援コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①、②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

5 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

[校内いじめ防止対策会議の構成]

校長・教頭・学年主任・生徒指導担当・支援教育コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー

[いじめ防止対策会議 企画・運営]

- ・学校運営(学校評価)におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成
- ・いじめ防止指導研修会企画・運営
- ・いじめ問題に関する資料の管理
- ・道徳教育との関連
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

[教育相談]

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成
- ・教育相談実施
- ・教育相談結果集約
- ・相談室窓口・管理・運営
- ・スクールカウンセラーとの連携

[生徒・保護者・地域との連携]

- ・生徒会本部、生活委員会、部長会との連携
- ・PTA 校外委員会、地域教育会議と連携

[関係機関との連携]

- ・警察との連携
- ・児童相談所との連携

令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・主任会・職員会議・生徒指導部会
生徒会本部および生徒主体の活動)

- ・校内いじめ防止対策会議メンバー、役割分担確認
- ・基本方針、重点目標、年間指導計画確認、いじめ防止に関する資料提供
- ・生徒指導事項確認および特別な支援を要する生徒などの確認
- ・教員による授業力向上研修会
- ・かわさき共生＊共育プログラムの取り組み
- ・スクールカウンセラーとの情報交換
- ・教育相談実施→教育相談結果集約→情報共有
- ・児童生徒指導点検強化月間の取組
- ・夏季、冬季休業中の指導、連絡体制の確認
- ・子どもの権利に関する週間の取組
- ・今年度の反省と来年度の基本方針、重点目標の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

生徒の自主的な取組

1 自主的な企画・運営

- ・生徒集会での活動報告(学年委員会、各種委員会)
- ・学年集会を生徒主体で企画・運営
- ・学級委員・班長で組織されたプログラム委員による自主的なキャンペーンの実施

2 交流活動の活性化

- ・縦割り活動（体育祭のブロックを生かし合唱練習や三年生を送る会の取組）
- ・小中連携（授業体験、部活動体験 など）
- ・委員会の施設訪問 ・地域行事（祭礼など）
- ・キャリア教育に関連した講演会や体験

保護者の取組

OPTA 活動・おやじの会

- ・バザーでの生徒との交流
- ・PTA 実行委員会での情報交換
- ・広報誌での呼びかけ

地域住民の取組

○行事や校外でのふれあい

- ・バザーでの生徒との交流
- ・地域での見守り活動(保護者、民生・児童委員、青少年指導員)
- ・菅こども文化センターとの連携
- ・子ども会議、冬フェスタへの参加